第2期北海道雇用・人材対策基本計画(素案)の概要

令和6年(2024年)2月 経済部労働政策局雇用労政課

I 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本道を取り巻く経済・雇用情勢やこれまでの施策の実施状況などを踏まえ、雇用・労働に関する諸 課題への的確な対応を図りながら、良質で安定的な雇用の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に 推進していくため、施策の基本的な方向性を示す計画を策定する。

2 計画の位置づけ

北海道雇用創出基本条例第 10 条に基づく「雇用の創出に関する基本的な計画」及び北海道総合計画の特定分野別計画。

3 計画の期間

令和6年度から令和9年度までの4年間

4 計画の目標

・労働力率: 令和9年で60%以上

・就業率:各年において前年より上昇

<目標達成に向けた関連指標> ※令和9年目標

①女性の労働参加	②仕事と家庭の両立	③高齢者の労働参加
・女性の就業率:50%以上	・育児休業取得率(男性): 64%以上	・高齢者(65 歳以上)の
・女性の正規雇用比率:46%以上	・(取得者のうち)育休取得期間が	就業率:25%以上
	5日以上であった割合 (男性):99%以上	

5 計画のめざす姿と推進力

【めざす姿】『将来に希望を持って働き、豊かで安心して暮らせる社会』

良質で安定的な雇用を実現し、働く意欲のある方々を増やすとともに、道民が、それぞれのライフステージに応じて、経験や能力を発揮し、地域を支える産業の活性化が図られる好循環を生み出す。

【推進力】 ①事業者と働く人々の意欲と挑戦 ②地域の創意に満ちた取組 ③分野横断的な連携・協働

Ⅱ 雇用を取り巻く状況と課題

第1期北海道雇用・人材対策基本計画により各般の施策に取り組んできたものの、人口減少・少子 高齢化が進むなど、依然として労働力不足といった構造的課題は継続、また、事業所の縮小・廃止 等による離職者も一定程度発生しており、良質で安定的な雇用の実現に向けて、引き続き、多様な 方々の労働参加、安心して働ける環境づくり、地域産業の活性化が必要。

Ⅲ 良質で安定的な雇用の実現に向けた取組

1 人材の育成・確保

(1) 労働参加の促進	
	①女性への就業支援	多様なニーズに対応した就業支援、職業能力開発機会の提供、 様々な産業分野における女性活躍の促進など
	②高齢者への就業支援	65 歳超の働く職場の拡大促進、関係機関と連携した高齢者雇用の機運醸成、再就職に向けた職業能力の開発、など
	③障がい者への就業支援	関係機関と連携した福祉的就労から一般就労に向けた一体的支援、希望や特性等に応じたきめ細かな就業支援など
	④長期無業者等への職業的自立支援	就職氷河期世代を含む長期にわたり無業の状態にある方や不安 定な就労状態にある方への支援体制づくりなど
	⑤季節労働者の通年雇用化の促進	通年雇用促進協議会の活性化、冬期間における雇用の確保、季 節労働者の技能向上、事業主への意欲喚起など

(2) 新規学卒者等の道内就職の促進	現場見学会等による道内産業の魅力発信、企業説明会・インターンシップの実施、教育機関と連携したキャリア教育の充実など
(3)人材の誘致	
①UIターンの促進	移住・定住施策との一体的な取組、就職フェアなどを通じた首都 圏等大学生などのUIターンの促進、関係人口の創出・拡大など
②外国人材の受入れ	地域や企業等における外国人材の受入環境づくりへの支援、北 海道で働き暮らすことの魅力の国内外への情報発信など
(4) 求人・求職のマッチング	カウンセリングの実施、人手不足分野などにおける職業理解の 促進、地域企業の魅力発信やマッチング機会の提供など
(5)知識・技能の習得・向上	
①地域を支える産業の担い手の育成	地域の課題やニーズ等に対応した人材の育成、技能の継承、未 来を担う若者への産業教育の充実など
②多様な訓練機会の確保	スキルアップやリ・スキリングに向けた職業訓練の実施、中小 企業事業主団体等の職業訓練への支援など

2 就業環境の整備

(1) 労働時間や待遇などの改善	長時間労働の是正や年次有給休暇の取得、女性、高齢者、障がい者、 性的マイノリティといった多様な方々を受け入れる職場環境整備など
(2)多様で柔軟な働き方がしやすい環境の整備	働く方々の希望するスタイルに合った多様で柔軟な働き方の普及・促進、就業環境の整備に取り組む企業等への支援など
(3)子育て・介護・治療と仕事の両立支援	「産後パパ育休」など育児・介護休業制度等の活用促進、子育て支援・介護サービス等の充実、仕事と家庭の両立に取り組む企業への支援など
(4) 従業員の職場定着への支援	在学中からの職業理解等の促進、メンター制の普及やコンサル ティングの実施、職場定着等に向けた企業支援など

3 生産性や収益力の向上

(1)中小・小規模企業の経営力の向上	経営相談や指導体制の充実による経営体質の強化、事業承継の 円滑化、創業等の促進、地域商業の活性化など
(2) 地域産業の付加価値向上や省力化・効率化	公設試験研究機関等の活用による新技術・新製品の開発促進、 地域資源を活用した商品・サービスの創出、適切な資源管理など
(3)成長分野への展開	
①ものづくり産業の振興	関係機関と連携したものづくり企業の技術力向上支援、道内企 業の技術力強化等による参入促進や関連企業の誘致など
②新しい分野の産業育成	半導体関連産業等の集積促進、再生可能エネルギーの導入促進、宇宙航空 産業への参入や新ビジネス創出支援、環境・エネルギー産業の振興など
(4) 本道が優位性を持つ食や観光分野などの磨き上げ	道産食品の生産の安定化、輸出品目拡大・高付加価値化の推進、 国際的に質の高い観光地づくり、戦略的誘客活動など
(5) 道外・海外からの投資促進	北海道の立地優位性を活かした企業立地の推進、本社機能の移 転などの促進に向けた誘致活動など

4 雇用のセーフティネットの整備

雇用の維持と離職者等の早期再就職支援

倒産の未然防止、事業継続が困難な事業者の雇用維持に向けた 関係機関と連携したサポート、離職者の早期再就職支援など

Ⅳ 計画の推進管理

(1)推進体制

「庁議」や「北海道働き方改革推進プロジェクトチーム会議」等を開催し、様々な分野の施策と連携。

(2)推進計画

毎年度「推進計画」を策定し、目標、関連指標及びその他取組指標の進捗確認と併せ、取組結果を 公表。

(3)点検評価

就業や求人・求職の状況等の分析により、施策の点検評価を実施。